

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第131号

令和4年3月23日

自転車指導啓発重点地区・路線の選定による街頭活動等の推進及び自転車実態調査等の実施について（通達）

本県警察では、自転車利用者に対するルール遵守を図るため、自転車指導啓発重点地区・路線（以下「重点地区等」という。）を中心に、重点的な街頭活動や指導啓発活動を推進するとともに実態調査及びその検証を行い、検証結果等を反映した自転車の安全利用に向けた各種取組を推進しているところである。

各警察署においては、引き続き、選定基準を満たす地区・路線を選定し、選定した重点地区等において自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解の深化を図るための街頭活動等に加え、その効果検証を目的とした自転車実態調査を下記のとおり実施することとしたので、関係機関・団体等と連携した効果的な活動を推進されたい。

なお、「自転車指導啓発重点地区・路線の選定による街頭活動等の推進及び自転車実態調査等の実施について（通達）」（令和2年12月24日付け熊交企第544号）は本通達の発出をもって廃止する。

記

1 重点地区等の選定

選定は、各警察署ごとに行い、下記選定基準に該当する地区・路線が複数ある場合は、その全ての選定が原則であるが、警察署の規模等により、推進すべき施策等が十分に行えない場合は、優先順位に応じてその一部を選定すること。

ただし、自転車の通行が少なく、選定基準を満たす地区・路線がない場合は、選定の必要はない。

2 重点地区の選定基準

重点地区等の選定に当たっては、自転車の通行量、自転車対歩行者事故及び自転車関連事故の発生状況、自転車に関する交通ルールの遵守状況、自転車の通行に関する地域住民の要望等、自転車通行空間の整備状況、自治体等の自主的な活動状況等を踏まえ、次に示す例を参考に地域の実情に応じて選定すること。

- 自転車通勤者・通学者等が集中する駅周辺
- 自転車通学の学生等により、悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 自転車利用者の通行量が特に多い生活道路
- 上記以外で、自転車利用者の歩道通行が特に多い地区・路線

3 情勢の変化に応じた重点地区等の見直し等及び公開

重点地区等を選定した後も、重点地区等における自転車利用者の交通ルールの遵守状況、指導警告及び取締りの状況を定期的に検証するとともに、自転車や歩行者の通行実態、自転車関連事故の発生状況、地域住民の要望等、地域の実情に即した必要な見直しを行うこと。

重点地区等の新規選定や重点地区等の見直しを行う場合は、その理由等について、交通企画課と協議の上、「自転車指導啓発重点地区・路線見直し結果報告書」（別記様式第1号）により報告すること。

また、新規選定又は見直しを行った重点地区等は、熊本県警察ホームページに公表することから、公開用データとして、その重点地区等の区域・区間、選定理由、自転車関連事故発生状況等を「自転車指導啓発重点地区・路線図」（別記様式第2号）により報告すること。

4 重点地区等における各種対策の推進

(1) 自転車通行空間の優先的な整備

道路管理者等と連携して、普通自転車専用通行帯の整備、普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しや普通自転車通行部分指定、法定外表示の設置等自転車通行空間の整備を優先的に実施すること。

(2) 指導啓発活動

ア 自転車の通行実態を踏まえ、計画的に指導啓発活動を推進すること。

イ 自治体等が自主的に実施する自転車利用者に対する指導啓発活動についても、努めて重点地区等で実施するよう要望すること。

ウ 歩行者に対しては、歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって自転車が通行する部分として指定された部分をできるだけ避けて通るよう指導するとともに、自動車、原動機付自転車の運転者に対しては、自転車の特性を踏まえた安全な運転について指導するなど、自転車と自転車以外の交通主体の適切な共存のための指導啓発に努めること。

エ 重点地区等を選定した警察署については、集中的かつ重点的に指導啓発を実施する日（以下「自転車指導重点日」という。）を毎月1日以上設け、通勤・通学時間帯を中心に集中的かつ重点的に指導啓発を実施すること。

(3) 自転車の交通違反に対する指導取締り

重点地区等においては、自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に、信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）、一時不停止、無灯火等歩行者や他の車両に対して危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進すること。

自転車による交通違反に対しては、軽微なものでも看過せず指導警告を行い交通ルールを再認識させ、自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について違反者が理解できるよう、指導警告票やシルバーセーフティーカードを活用した実効性のある指導警告を行うこと。

なお、次の行為を行う者に対しては、積極的な検挙措置を講じること。

- 警告に従わず違反行為を継続する
- 違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせる
- 違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれが高い

また、自転車運転者講習制度のを適切に運用し、自転車利用者の交通ルール遵守意識の醸成を図ること。

5 重点地区等における実態調査・報告

自転車実態調査は、別添「自転車実態調査要領」のとおり実施し、結果は、翌月の5日までに「自転車実態調査実施結果表」（別記様式第3号）により対

策第一係あてに報告すること。

6 留意事項

- (1) 重点地区等における指導啓発活動のほか、交通安全教育・イベント、高齢者宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、「自転車安全利用五則」等を活用し、幅広い年齢層に対して周知し、その理解を深化させること。
- (2) 自転車は「車両」であるということを全ての自転車利用者徹底させるとともに、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう促すこと。また、歩道を通行する場合の歩行者優先というルール遵守を徹底させること。
- (3) 自転車利用者が加害者となった場合の交通事故に備え、損害賠償責任保険等への加入の必要性について、具体的な事事例を示すなどして理解させるとともに、本県では、「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成27年熊本県条例第20号）により損害賠償責任保険等の加入が義務化されていることも併せて周知すること。
- (4) 被害軽減のため、幼児・児童はもちろんのこと、高齢者や中学生、高校生等をはじめ全年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すこと。
- (5) 街頭活動等を通じて把握した放置自転車について、関係機関と連携するなどして、適切な対策を講ずること。

7 殉職・受傷事故防止

街頭活動に当たっては、装備資器材の効果的な活用努めるほか、幹部による現場活動の具体的指示及び現場点検を行い、必要な指導・是正措置を徹底して殉職・受傷事故の絶無を期すこと。

また、関係機関・団体の参加者に対しても、活動要領や資器材の活用等について具体的指示を行い、受傷事故防止に万全を期すこと。

8 重点地区等における取組結果等の報告要領（年報）

(1) 報告様式

ア 自転車指導重点日における重点地区等での指導取締り結果報告書（別記様式第4号）

イ 重点地区等における検証結果等報告書（別記様式第5号）

(2) 報告期限

前年の結果等を毎年1月10日までに策第一係あてに報告すること。

別添

自転車実態調査要領

1 調査時期・回数、時間帯

(1) 調査時期

4月及び10月の各月の下旬
(半年に各1回実施)

(2) 調査時間帯

自転車利用者が頻繁に通行する時間帯の30分間

2 調査場所

「自転車指導啓発重点地区・路線」の定点

3 調査方法

(1) 自転車利用者の分類

自転車利用者を

- 小学生・幼児
- 中学生
- 高校生
- 高齢者
- その他

に分類して実施すること。

※ 判断については制服や容姿等視認で判断できる程度で可

(2) 違反区分等

全通行台数のうち、「違反あり・なし」に区分して調査するものとし、「違反あり」の場合、違反態様別に人数を計上すること。

なお、複数の違反が重複する場合については、

- ① 信号無視
- ② 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
- ③ 遮断踏切立入
- ④ 踏切不停止
- ⑤ 横断歩行者等妨害（横断歩道上横断中の歩行者の妨害を想定）
- ⑥ 一時不停止
- ⑦ 無灯火
- ⑧ イヤホン・携帯電話使用
- ⑨ 並進
- ⑩ 傘差し
- ⑪ アーケード内通行（通行禁止場所通行）
- ⑫ その他（上記以外の違反）

を優先順位として違反人数に計上すること。

例：信号無視と並進が競合した場合は、「信号無視」として計上

(3) 調査月の実施時間帯は斉一とし、私服で実施すること。

※ 別記様式（略）